

北茨城市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 3 月 制定

令和 7 年 10 月 改訂

北茨城市通学路安全推進協議会

1. 北茨城市通学路交通安全プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、国土交通省、文部科学省、警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした、関係機関合同による緊急合同点検を実施するように全国自治体に要請がありました。

これを受けて、北茨城市では、平成24年度に小学校の通学路、平成25年度に中学校の通学路について、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「北茨城市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が更に連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 北茨城市通学路安全推進協議会の設置

各関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「北茨城市通学路安全推進協議会」を設置しました。

本プログラムは、この協議会で議論し、策定しました。

(1) 構成機関

- ・国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所 道路管理第二課
- ・茨城県高萩工事事務所
- ・茨城県高萩警察署 交通課
- ・北茨城市学校長会
- ・北茨城市PTA連絡協議会
- ・北茨城市都市建設部 建設課
- ・北茨城市市長公室 まちづくり協働課
- ・北茨城市教育委員会

(2) 推進会議の事務局は、北茨城市教育委員会に置く。

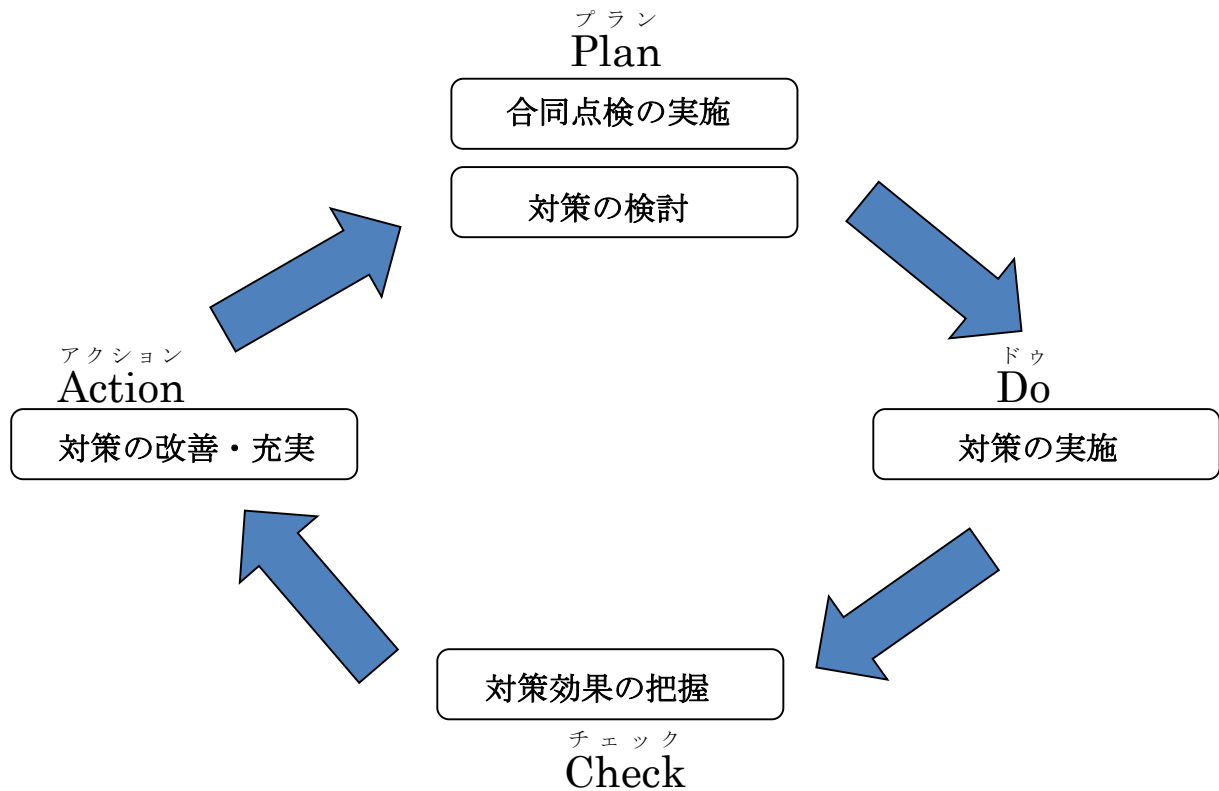
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

《通学路安全確保のためのPDCA サイクル》



(2) 定期的な合同点検

①合同点検の実施時期等

- ・市内の中学校区を3つのグループにわけ、それぞれ3年に1回、7月～10月に合同点検を行います。緊急を要する箇所については、学校からの要望等によりその都度実施します。
- ・学校は、事前に通学区域内の対策必要箇所を選定し事務局へ報告します。
- ・事務局は、効率的かつ効果的に合同点検を行うため、報告された内容を精査し重点課題を設定して合同点検を行います。

②合同点検の体制

- ・小中学校ごとに、学校、保護者、道路管理者(国・県・市)、警察、地域に精通した関係者等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討 (Plan)

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のよ

うなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間の連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

合同点検に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各小中学校等を通じて、対策効果の把握をします。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。